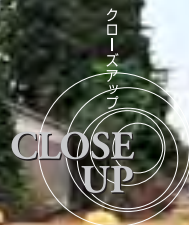


安心して暮らせる 安全なまちづくり

空き巣や振り込め詐欺、不審者による子どもへの声かけが多発し、日常生活が脅かされています。県民が安心して暮らすことができる社会の実現を目指し、県では平成17年4月から「富山県安全なまちづくり条例」を施行します。



犯罪は私たちの身近で発生しています

県内の犯罪発生件数は、三年連続して減少したものの、十年前に比べると約一・四倍になっており、多発傾向にあります。また駐車(輪)場や住宅など、私たちの身近な場所での犯罪が多数を占めています。

このため、昨年の県政世論調査によると、「犯罪対策など地域の安全の確保」が県政への要望の第二位になりました。

そこで県では、県民生活の安全を確保し、県民が安心して暮らせる社会を実現するために、「富山県安全なまちづくり条例」を制定しました。この四月1日から二部が施行になります。

犯罪に強いまちづくりに向けて

この条例では、安全なまちづくりについての基本理念や施策の基本事項を定めています。

犯罪を防止するためには、警察の力のほかに、私たち一人ひとりが防犯意識を高め、犯罪に遭わないよう行動することが大切です。また、犯罪が起こりにくい環境づくりも必要です。そのため、「犯罪防止のための自主的な活動」と「犯罪防止に配慮した環境の整備」を一体的に実施することで、安全なまちづくりを目指すことになっています。

条例の主なポイント

1 自主防犯活動や自主防犯団体に対する支援

活動が効果的に行われるよう、県は情報提供、助言、必要な支援を行います。



防犯教室・講習会の開催

2 自主防犯団体と自主防災組織の連携に対する支援

自主防犯団体と自主防災組織が協力して防犯活動を行うこととし、県は情報提供、助言、必要な支援を行います。

3 「安全なまちづくり推進センター」の指定(10月)

自主防犯団体と自主防災組織の連携による安全なまちづくりを推進するため、県は「安全なまちづくり推進センター」を指定します。(各市町村に1カ所)

4 学校等における児童の安全確保のための措置

学校の設置者や管理者は、児童の安全確保のために必要な措置の実施や、保護者・警察と連携して通学路の安全確保に努めます。



子ども110番の家の設置

5 住宅、道路等に関する防犯上の指針の策定(10月)

県は犯罪の防止に配慮した構造・設備等を有する住宅や道路などの指針を策定します。



犯罪に強い住宅

6 青色回転灯装備車による防犯活動に対する支援

効果的な防犯活動ができるよう、県は情報提供、助言、必要な支援を行います。

「安全とやま」を県民総ぐるみで実現しましょう

地域の安全を守るためには市町村、県民、事業者の皆さんの協力が不可欠です。今後、この条例に基づいて、県、市町村、県民、事業者が役割分担し、相互に連携・協力しながら安全で安心して暮らせるまちづくりを推進していききたいと考えています。

問合せ 県庁総合政策課

☎076(444)8652

県庁知事政策室危機管理担当(四月一日)
☎076(431)4111(代)

富山県安全なまちづくり

マスコットデザイン 大募集!!

最優秀賞には
賞金10万円

応募方法

A4判用紙を使用し、郵送してください。
(CG作品もA4判用紙に出力)
なお、画材、色彩・文字、技法は自由です。
詳しくは下記ホームページをご覧ください。

募集期間

4月1日(金)~5月31日(火)

申込先

〒930-8501(住所記入不要)
県庁知事政策室
安全なまちづくりマスコットデザイン係
ホームページ
http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1002/